

福井県家畜保健衛生所

〒918-8226 福井市大畑町 69-10-1

Tel:0776-54-5104 Fax:0776-54-5966

Email : katikuho@pref.fukui.lg.jp

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaho/index.html>

↑福井県家保 HP リンク



県内で牛ウイルス性下痢が発生！

牛ウイルス性下痢（BVD）とは

BVDは牛ウイルス性下痢ウイルス（Bovine viral diarrhea virus：BVDV）が原因のウイルス疾患で、届出伝染病に指定されています。BVDの発生頭数は年々増加傾向で（図1）全国的なまん延が危惧されており、福井県でも18年ぶりに発生が確認されました。

感染した牛は呼吸器症状、下痢、乳量低下、繁殖障害など様々な症状を示しますが、一過性に経過するため、感染に気付かない場合もあります。その後、感染した牛は終生免疫（生涯BVDVに感染しないこと）を獲得します。

これだけではそれほど問題になりませんが、問題となるのは持続感染牛（PI牛）です。

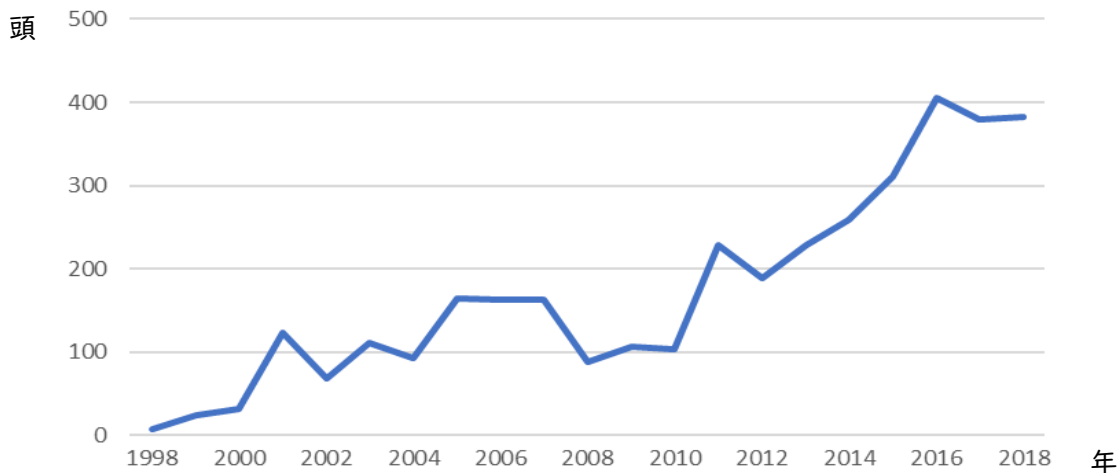


図1 全国のBVD年間発生頭数推移

持続感染牛（PI牛）とは

妊娠牛がBVDVに感染すると、胎齢によって様々な病原性を示します（図2）。特に胎齢100日前後では、胎子は免疫機構ができあがっていないため、感染したBVDVを自己と認識し抗体を作らず、免疫応答しない状態（免疫寛容）となることがあります。この免疫寛容の牛をPI牛といい、PI牛は生まれてから死ぬまでBVDVを排泄し続け、汚染源となります。PI牛は無症状の例もありますが、慢性的な下痢、成長不良、不受胎や致死性の粘膜病を発症するものもあります。また、PI牛から生まれた子牛は全てPI牛となります。

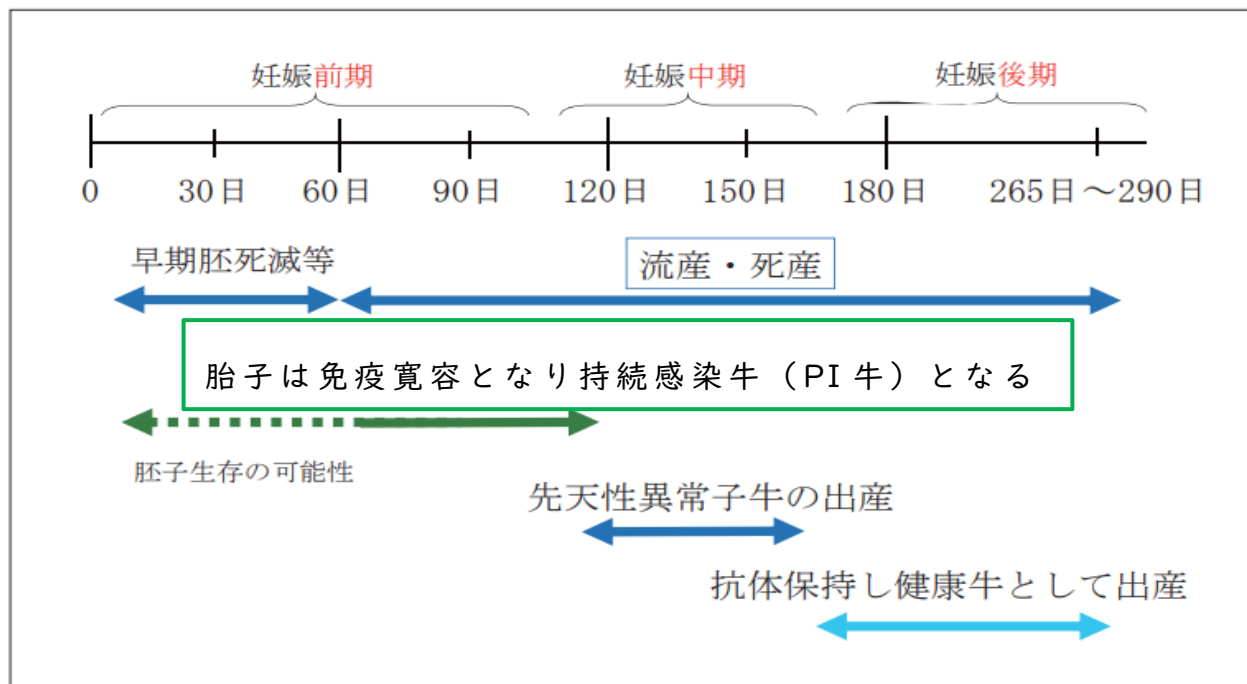


図2 妊娠牛の BVDV 感染時期による胎子での病態の違い

対策と予防

対策として最も重要なのは農場への BVDV の侵入を防ぐことです。BVDV は感染牛や PI 牛によって農場に侵入すると考えられるため、導入牛（預託帰りも含む）については隔離し、着地検査を実施することで農場への BVDV の侵入防止・早期発見につながります。先述の通り、BVDV の感染源として最も気を付けなければならないのは PI 牛です。妊娠牛を導入した際、分娩後に子牛の PI 牛検査を実施することは重要な対策です。

PI 牛が検出された農場では当該 PI 牛を自主的にとう汰した後、10 か月間その農場で産まれた子牛について、速やかに抗原検査を実施することになります。

また、BVDV の予防手段としてワクチン接種も効果的で、母牛へのワクチン接種は胎子への感染を 100%ではありませんが防ぐことが可能です。

検査は家畜保健衛生所で実施可能ですので、着地検査や子牛の PI 牛検査を積極的に実施して、県内の BVD 清浄化にご協力いただきたいと思えます。

ポイント！

- ・ PI 牛は BVDV を排泄し続ける汚染源です
- ・ 牛を導入した場合は、着地検査とその産子の検査を行いましょう
- ・ 適切なワクチン接種で予防しましょう

牛ウイルス性下痢の検査について

県内での発生を受け、今後は以下のとおり BVDV の検査を実施します。検査を希望する場合は家畜保健衛生所にご連絡ください。

① 奥越高原牧場の買取り予定子牛の検査

買取り前に必ず検査で「陰性」を確認してください

② 農場へのウイルスの侵入を防止するための検査

県外からの導入牛（預託帰り、繁殖素牛も含む）の着地検査
およびその母牛から出生した産子の検査

③ 農場の清浄性確認の検査

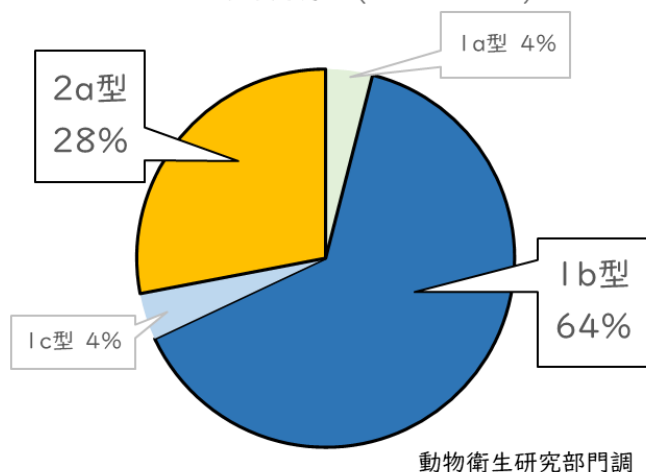
搾乳牛が対象（バルク乳スクリーニング）
乾乳牛、育成牛および子牛等の検査は別途ご相談ください

④ 県外農場への預託前の検査

従来どおり依頼に応じ実施します

牛ウイルス性下痢をワクチンで予防しましょう

BVDV国内流行型(2014-2020)



- ・ BVDV には様々な遺伝子型があります
- ・ 現在の国内流行型は左図のとおり
1b型 および 2a型 が主流です

ポイント！

地域流行株に合ったワクチンを選びましょう

BVD 対策についてお困りのことがありましたら、家畜保健衛生所までご相談ください

警戒！ 高病原性鳥インフルエンザ

国内の養鶏場では、令和5年11月25日に1例目の高病原性鳥インフルエンザが確認されて以降、7県7事例が発生し、約59万羽が殺処分されています。また野鳥では低病原性も含め23都道府県95事例が確認されています。（令和6年1月29日時点）

発生農場では、「衛生管理区域や鶏舎に外部業者が出入りする際の車両消毒、衣服・靴の交換、手指消毒等の衛生対策が十分に実施されていなかった事例」、「鶏舎の壁面、金網、集卵コンベアシャッター等の隙間、破損等により、野鳥やネズミ等の野生動物の侵入の可能性がある事例」がみられています。また、河川、池等の水場で野鳥が多い地域の周辺は本病の発生リスクが高いとされています。

高病原性鳥インフルエンザ発生予防対策のポイント

- ① 全ての家きん舎に入る前の長靴交換、衛生管理区域専用の衣服の着用
- ② 日頃の消毒と少なくとも1日1回、踏込み消毒槽の消毒液の交換
- ③ 野生動物の家きん舎への侵入防止対策の継続
- ④ 死亡家きん、廃棄卵および排せつ物の適切な処理

国の調査チームは、これらの飼養衛生管理を徹底することが何よりも重要であると提言しています。特に①と②については、農場に出入りする全ての関連事業者が徹底するよう、家きん飼養者からも周知する必要があります。③については、隙間がないように思われる家きん舎も家畜保健衛生所や産業動物獣医師と連携して、客観的に再度確認しましょう。④についてはネコやイタチ等の小動物、カラス等の野鳥を農場へ誘引させないために実施しましょう。

家きんをペットとして飼われている方も、家きんが野生動物やその糞と接触しないように飼育し、世話をする前に外出時の靴や服から着替えること、手洗い・消毒をするよう心がけてください。

福井県での発生は現時点ではありませんが、岐阜県（家きん）や滋賀県（野鳥）といった近隣県で発生があり、引き続き警戒と衛生対策をお願いします。



（引用：農林水産省）

家きんの疾病発生と対策

令和5年に県内の家きん農場で発生した疾病とその対策についてご紹介します。どちらも平飼い飼育での発生でした。

★鶏クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症（旧壊死性腸炎）

クロストリジウム・パーフリンゲンス（Cp）感染症は消化器障害を起こす細菌感染症です。Cpは土壌や下水といった環境のほか、鶏を含む健康動物の腸管内に（多くはありませんが）存在していて、様々な要因によりCpが異常増殖することで発症します。代表的な要因はコクシジウムの感染で、他に伝染性ファブリキウス嚢病やマレック病による免疫低下、食物繊維の多い消化しにくい餌、タンパク質を多く含む魚粉などの餌、ストレス（暑熱、移動、産卵、衛生管理の不備など）によってもCpが異常増殖し、発症します。発症すると食欲不振、沈鬱、粗毛、下痢等の症状を呈し、急性の経過をたどり、著しく衰弱した鶏は短時間のうちに死亡しますが、感染に耐えて慢性的な下痢、発育不良となる個体もいます。

本県で5月に発生した農場周囲を調べたところ、周囲のドブ、ドブの中にいた巻貝、イトミミズ、雑草の根っこに着いた土からCpが検出されており、12月になっても発生家きん舎の落下便、同農場の別の家きん舎の落下便からCpが検出されています。環境に普通にいる菌ですので、畑で採れた野菜などを与える場合は根っこを除去して、よく洗いましょう。



発生した際の対策としては、使用可能な日齢ならば抗菌剤の投与により被害を最小限に抑えた後、推測される発生要因の除去に努め、適切な飼養衛生管理を行うことが重要です。家きん舎の十分な洗浄と、芽胞に有効な消毒薬を用いた消毒（ヨード剤、ホルマリン燻蒸、火炎消毒、消石灰散布）で早期終息および再発の防止は十分に可能です。

★鶏回虫症

鶏に感染する寄生虫は数多く知られていて、鶏回虫はその中でもよく見られるものの一つです。鶏の消化管、特に小腸に寄生し、オスで3~8cm、メスで6~12cmにもなります。少数の寄生では無症状ですが、濃厚感染すると下痢や血便などの消化器症状や、貧血、発育不良、産卵率低下を引き起こし、他の病気のきっかけにもなります。またごく稀に、卵の中に鶏回虫が混入することもあります。

鶏回虫はその生態から、特に平飼い飼育で問題になります。寄生された鶏の糞便中に回虫の卵が含まれ、土壌中やミミズなどの中間宿主内で生存し、それを口にした他の鶏へと感染が広がってしまいます。糞便と一緒に排出された直後の回虫卵には感染する能力がなく、土壌中だと21~28日で成熟し感染能力を獲得します。（図）

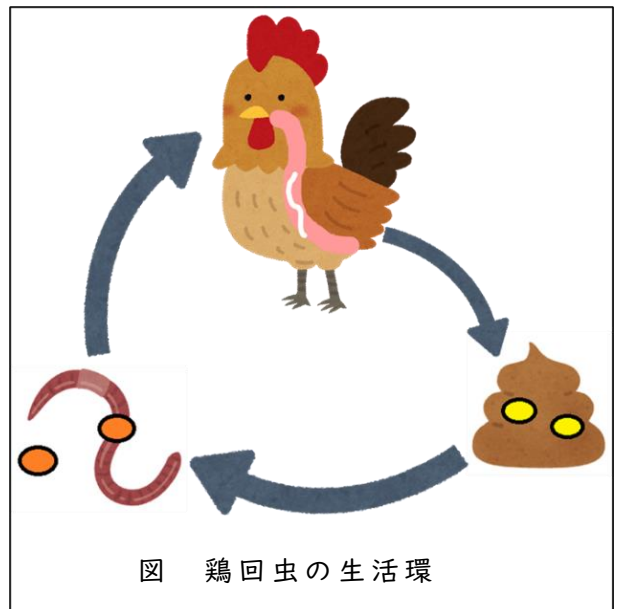


図 鶏回虫の生活環

予防・対策としては、土壌や中間宿主との接触機会をなくすことが基本的な考え方となります。回虫卵で汚染されていない場所で飼育を始めることが第一の予防となります。

もし感染が確認されても、回虫卵が成熟するよりも短い間隔で、こまめに除糞等の掃除をすることで感染拡大や、重症化を防げます。野鳥にも寄生していることがあるため、野鳥と接触する場を作らないことも重要です。

上記の対策は、鶏回虫に限らず、鳥インフルエンザをはじめとした多くの病気の予防になりますので、できることから取り組んで下さい。

定期報告の提出をお願いします

家畜伝染病予防法に基づき、家畜所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数および飼養衛生管理状況等を県知事に報告する必要があります。書き方の詳細は、定期報告と同封の書類（メールの場合は別ファイル）に記載してありますので、令和6年2月29日までに家畜保健衛生所あてに速やかに提出をお願いします（郵送・FAX・メールでも可）。ご不明な点等ありましたら、家畜保健衛生所までご連絡ください。

対象の家畜	提出期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、 七面鳥	2月29日

県内における主な家畜伝染性疾病の発生状況

畜種	病名	発生戸数	発生頭羽数 [※]
乳用牛	牛伝染性リンパ腫	1	1
	牛ウイルス性下痢	1	1
	牛知ストリジウム・パ-フィンゲ-ン感染症	1	1
	牛コロナウイルス病	1	8
肉用牛	牛知ストリジウム・パ-フィンゲ-ン感染症	2	2
	牛ロタウイルス病	1	1
豚	豚胸膜肺炎	1	3
	豚レンサ球菌症	1	2
	豚増殖性腸炎	1	1
	豚知ストリジウム・パ-フィンゲ-ン感染症	1	3
鶏	鶏大腸菌症	1	3

(令和5年10月1日～令和5年12月31日)

※病性鑑定を実施した頭羽数